

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人につきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を修得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の介護職員の負担をすするため代替職員確保を含む)	資格修得支援制度を導入し、報奨金等の授与、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、それぞれの職員が持っている知識技術等を考慮し、計画的に育成を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	子育て中の職員には、時短勤務や土日休み等を認め、無理なく務められるよう配慮している。また、非正規職員から正規職員への転換も奨励している。

腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	特殊入浴機により入浴介助での人員や業務の効率化を図っている。また移乗の際にリフトを使用することで業務における腰痛対策等負担軽減を行っている。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各種委員会で、それぞれ担当内容についての会議を行うほか、問題があれば随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。